

第12回熊本県ハンセン病問題啓発推進委員会

日時：令和2年（2020年）1月29日（水）午後2時～午後2時40分

場所：熊本県庁 新館2階 職員研修室

出席者：※敬称略

委員／内田博文	九州大学名誉教授
小野友道	熊本機能病院顧問（皮膚科） 熊本大学名誉教授
遠藤隆久	熊本学園大学教授 ハンセン病市民学会共同代表
志村 康	菊池恵楓園入所者自治会会長
中 修一	国立療養所菊池恵楓園退所者 ひまわりの会会長
箕田誠司	国立療養所菊池恵楓園園長
井上大介	熊本県教育庁教育指導局人権同和教育課長
新谷良徳	熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課長
事務局／水上明久	熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課 課長補佐
佐藤智浩	熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課 課長補佐（総務・特定疾病担当）
友田京子	熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課 総務・特定疾病班 参事
上田恭裕	熊本県教育庁教育指導局人権同和教育課 指導主事

【次第】

- 1 開会
- 2 熊本県健康づくり推進課長あいさつ
- 3 議題
 - (1) 熊本県ハンセン病問題啓発推進委員会報告書（案）について
 - (2) 令和元年度（2019年度）の県の取組について
 - (3) その他

【1 開会】

（事務局（水上））

それでは定刻になりましたので、ただいまから「第12回熊本県ハンセン病問題啓発推進委員会」を開催いたします。私、熊本県健康づくり推進課の水上と申します。よろしく申し上げます。

それでは、開会にあたり、熊本県健康づくり推進課長 新谷が御挨拶を申し上げます。

（新谷課長）

こんにちは。健康づくり推進課長の新谷です。

本日は、お忙しい中、熊本県ハンセン病問題啓発推進委員会に御出席いただきましてありがとうございます。本年3回目の委員会になります。

皆様には、「熊本県ハンセン病問題啓発推進委員会報告書」作成につきまして、御多忙のところ、何回も内容を確認させていただき、御意見を伺ったところでございます。その都度貴重な御意見をいただき、大変感謝しております。

お陰をもちまして、本日最終の案をお示しすることができる運びとなりました。

本日は、この報告書の最終確認をお願いしたいと思います。

限られた時間ではございますが、本日は忌憚ない意見をいただきますようどうぞよろしく申し上げます。

(事務局 (水上))

それでは、これから議題に入りますが、今年度3回目の委員会になりますので、各委員のご紹介については、お配りしている委員一覧に代えさせていただきます。

それではこの委員会の議長は委員長が務めることとなっておりますので、進行を内田委員長をお願いしたいと思います。それでは、内田委員長、お願いします。

【議題1】

(内田委員長)

それではよろしく願いいたします。議題に入らせていただきます。本日の議題は、「熊本県ハンセン病問題啓発推進委員会報告書(案)について」でございます。

委員の皆さまには、事務局から事前に意見の確認があったと存じます。10月に開催した第11回委員会でお示した案に、各委員のご意見を反映させて、文言等整理を行い、最終案を作成しております。

事務局から案と、今後のスケジュールまで含めた説明をお願いします。

(事務局 (佐藤))

熊本県健康づくり推進課の佐藤です。私から、「資料1 熊本県ハンセン病問題啓発推進委員会報告書(案)」につきまして、主な部分を抜粋してご説明させていただきます。

まず、報告書の構成についてですが、1枚めくっていただき、目次をご覧ください。

この報告書は大きく7項目で構成しています。「1 はじめに」、「2 委員会について」、「3 現状と課題」、「4 熊本県に対する課題・提言」、「5 県民の意識向上の取組」、「6 各界への提案」、1枚めくっていただき、最後に「7 委員会のあり方」、という構成です。

では、それぞれの項目について 概要をご説明いたします。1頁「I はじめに」をお願いします。

まず、「今も残る偏見・差別意識」として、菊池恵楓園に入所されている方々が、ハンセン病は治っているにもかかわらず社会復帰できない理由は、社会における偏見や差別意識が今でも根強く残っていることなどが挙げられます。

次に、「ハンセン病について」、ハンセン病は非常に感染しにくい病気であり、抵抗力があまりない状態でたくさんの菌に繰り返し触れる機会でもなければ 日常生活で感染することはなく、例え発症しても 外来治療で薬を内服することで治癒し、他人に感染させることはありません。しかし、治療開始が遅れると、後遺症が残ることもあるため、いつまでも病気のままだと誤解されやすい病気です。

次に、「隔離政策について」、明治40年に公布された「癩予防ニ関スル件」により開始された隔離政策は、昭和18年にプロミンという薬が開発され、治る病気となったにもかかわらず、その後も「癩予防法」のもと「無らい県運動」が全国的に展開されました。

また、宗教界も、ハンセン病患者に対して、前世の悪行の報いという因果応報の観点から、隔離を受け入れて静かに一生を終えよと説き、隔離政策を下支えしました。

これらにより、ハンセン病は恐ろしい不治の感染症という医学的に誤ったイメージを広め、血縁関係者を地域社会から排斥するなど、「患者」は治療のために療養所に入った方が幸せだという認識のもと、行政や各界が地域住民や学校を無らい県運動に駆り立て、ハンセン病患者を家族と引き離し、強制収容に追い込んだり、家族を離散させたりしました。

2頁をお願いします。療養所では、退所も外出も許可されず、療養所の職員不足を補うため看護・耕作などの「患者作業」を強いられました。また、療養所内における結婚の条件として、断種や人工妊娠中絶が行われたり、偽名を名乗ることを余儀なくされるなど、様々な人権侵害が行われました。

家族への偏見や差別についても、ハンセン病患者の家族もまた地域社会から孤立し、進学や就職、結婚でいわれのない偏見や差別を受け続けました。それが現在も続いていることは、ハンセン病家族訴訟において、自らがハンセン病回復者の家族であることを配偶者に告げたところ 離婚に至った事例があることなどからも明らかです。現在でも、配偶者や子どもにさえ、ハンセン病回復者の家族であることを隠し、あるいは、ハンセン病回復者の存在そのものを無いものとして生活している方々が多いと思われま

す。

最後に、ハンセン病問題の解決に向けて、このハンセン病問題は、既に過去のものとして清算されたものではなく、未解決のまま存在する現在進行形の問題です。

「無らい県運動」によって作り出されたハンセン病回復者やその家族に対する根強い偏見や差別をなくすこと、ハンセン病回復者の高齢化への対応、ハンセン病の歴史や問題に関する語り部の確保など、多岐にわたる課題の解決が求められています。

私たちは、「無らい県運動」に加害者として官民挙げて関わってきたことを忘れてはなりません。ハンセン病問題を解決することは国や地方公共団体、各界そして私たち県民一人ひとりの責務なのです。

ハンセン病問題は、多くの教訓を私たちに示唆しています。

私たちは、二度と同じ過ちを繰り返さないよう、また、これらの教訓を風化させないためにも、不断の啓発が必要であることを心に刻み、今後もハンセン病問題に向き合い、全ての人の人権が尊重される社会の実現に向けて一步を踏み出さねばなりません。

「熊本県ハンセン病問題啓発推進委員会について」の説明は省略します。

6頁をお願いします。「Ⅲ ハンセン病回復者及びその家族を取り巻く現状と課題等」です。

まず「1 ハンセン病問題への関心」ですが、2018年県民アンケート調査によると、60歳以上の世代は、偏見や差別意識が根強く残っている傾向が伺えます。逆に、39歳以下の世代は、ハンセン病が感染しにくいことを知らない割合が高く、いわゆる無関心の傾向が伺えます。

8頁をお願いします。次に、「2 ハンセン病回復者の高齢化」です。

菊池恵楓園入所者の平均年齢は84歳を超えており、啓発活動の中で大きな役割を担ってきた入所者自治会の語り部の活動にも支障が生じており、入所者との交流自体が困難となりつつあります。

9頁をお願いします。最後に「3 社会生活に対する不安」です。

偏見や差別意識が根強く残る社会の中で、覚悟をもってハンセン病療養所を退所し地域社会で生活している方々も、高齢化が進み、今後、介護施設へ入所せざるを得ない状況も考えられます。しかし、介護施設で、ハンセン病の誤った事実認識のまま、不当な偏見や差別を受けないかという不安が施設利用を躊躇させ、地域社会での生活を困難にしています。

また、長年受けてきた偏見や差別の根深さゆえに、ハンセン病回復者もその家族も、社会生活において、ハンセン病だったこと、あるいは身内がハンセン病だったことを打ち明けることができないのが現状です。

10頁をお願いします。「Ⅳ 熊本県のこれまでの取組に対する課題・提言」です。

11頁の「2 課題」をお願いします。

今なお残る偏見や差別として、ハンセン病問題を啓発するにあたって一番大事な課題は、ハンセン病問題を熊本県の教訓として生かし、言葉にできないような悲劇を二度と起こさないよう、しっかり取り組んでいかなければならないということです。

県民アンケート結果を見ても、その取組の成果である県民の理解は、まだ十分に深まっているとは言えません。

効果的な教育・啓発についてです。二段落目、熊本県の取組への参加者が少なかったり、広がりがないければ、その効果は限定的です。県民参加の裾野を広げるためにも、関心を持たない集団や関心を深めたい集団など、その特性に応じた対策を講じなければなりません。

12頁をお願いします。また、(求められる支援体制の整備)として、ハンセン病回復者及びその家族に対し、社会生活に対する不安を少しでも解消するよう、必要な助言や支援をする相談窓口の設置とともに、ハンセン病問題に精通した社会生活支援の専門家を配置するなど、支援体制の整備が必要です。

次に、「3 今後に向けた提言」です。より効果的な啓発に向けて、何よりも多くの

県民にハンセン病問題の存在を正しく知ってもらうことが大切です。

偏見や差別を根絶するための啓発の取組を、P D C Aサイクルにより評価・改善しながら継続しなければなりません。

この改善にあたっては、各界とより広く連携するとともに、歴史や美術、文学など様々な分野を絡めるなどの創意工夫が必要です。

次に（対象集団に応じた啓発プログラムの開発）です。ハンセン病問題の存在を知るだけでなく、関心を更に深めてもらうことが大切です。特に、次世代を担っていく若者層や、医療・福祉分野など、ハンセン病回復者と接点を持つ職種に焦点を当てた取組の充実が必要です。

13頁、1行目。また、自分がハンセン病患者あるいは回復者、その家族という立場だったという一人称視点を企画に取り入れるなど、ハンセン病問題の知識が意識となり行動につながるような啓発プログラムの開発に取り組む必要があります。

そして、ハンセン病問題の教訓から人権尊重社会の実現へ向けて、行政だけでなく様々な専門家がともにハンセン病回復者及びその家族の社会生活を支援する仕組みを築き、住みやすい社会を目指すことが重要であり、ハンセン病問題の教訓を様々な人権問題のアプローチに波及させ、人権尊重社会の実現につなげていかなければなりません。

次に「V これからの県民の意識向上のための取組の方向性」です。

まず「1 全ての人の人権が尊重される社会の実現に向けて」ですが、14頁、「理解の深化」をお願いします。

入所者の方々が自治会運動という形で自らの人権をどう守り、闘ってきたかという歴史を学ぶことは、様々な人権問題や、各界におけるパートナーリズムの問題に対する意識を高めることにつながります。

3段落目、ハンセン病問題では、多くの「差別意識のない偏見や差別」が生み出されました。自分は偏見や差別をしていないと思っても、実際には人権侵害になっている場合があります。それに気づくよう、ハンセン病回復者やその家族の方々の辛い思いを具体的に示していくことが、事態の改善や教育・啓発にとって必要です。

15頁をお願いします。次に「2 実践行動ができる人権教育の推進」です。

2段落目、ハンセン病問題の教育・啓発には、これからの時代を担う若い世代の人権教育はとても大切です。小学校から大学の各段階の教育に応じて、一貫した人権施策が求められます。知識偏重で行動改善につながらなければ、偏見や差別をなくすことは難しいことから、現在、文部科学省では、自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践行動ができる人権教育を推進しています。

また、人権教育を行う教育者自身に対する人権研修がとても重要です。教育者には研修の効果を自分の教育活動に具体的に生かすことが求められます。

最後に「3 語り部機能とボランティアガイドの確保」です。

ハンセン病問題の啓発には、入所者の方々の体験に基づく話や、実際に暮らした現地を訪れるなど、実際に見て聞いて肌で感じる事が非常に効果的です。

しかし、入所者は高齢化により年を追うごとに減少し、あと何年語り部活動ができるか分かりません。

16頁以降では、語り部の記録や伝承者の育成、ボランティアガイドの体制整備が必要であること、また、社会生活支援の問題や、入所者がなくなった後の菊池恵楓園のあり方、さらに貴重な資料の保存と活用といった取組を具体的に考えていく必要があることを述べています。

17頁以降が、「VI 各界に求める今後の啓発の進め方等の提案」です。

まず、医学界に対する提案です。18頁をお願いします。「(2) ② ハンセン病から学ぶべき医療倫理等」として、医療従事者は、ハンセン病学のみならず、医療倫理、人権侵害などの歴史をハンセン病から学ぶことが必要です。例えば、熊本大学の骨格標本の問題は、医療倫理の課題として伝えていかなければなりません。

19頁をお願いします。「④感染症対応における医学的知識と人権の視点の必要性」です。三段落目、感染症にかかったとき、医学的には患者は被害者の立場なのに、社会的な視点で見ると、社会防衛を理由に加害者にすり替わるという逆転現象が起きやすいことから、ハンセン病問題を教訓に、たとえ感染力の強い病気が将来発生しても、感染拡大防止と併せて、患者の人権上の問題も考えなければいけないことを啓発していかなければなりません。

20頁をお願いします。「福祉界に対する提案」です。「(2) ① 支援する専門職の必要性」です。ハンセン病療養所を退所し地域社会で生活しているハンセン病回復者の方々が、地域社会で人生を歩むためには、専門職の協力が欠かせません。21頁、1行目。ハンセン病問題に精通し、伴走型の生活支援を行う役割を持つ専門職が求められます。

「② 介護施設での受入」です。介護施設を利用するにあたって、「偏見や差別を受けないか」「入所拒否をされないか」という不安を解消するため、施設の運営者、職員だけでなく、入居者に対する啓発も必要です。

次に「法曹界に対する提案」です。23頁をお願いします。

(2)、ハンセン病患者が人権擁護の枠外に置かれた理由は、戦後は「保護」すなわち「あなた方のためですよ」というパターンリズムが根拠となり、人権侵害に至ったことが大きな問題です。

ハンセン病問題の教訓を真摯に受け止め、パターンリズムが人権侵害を正当化する根拠となった歴史的事実を踏まえて、理論・実践の両面において、人権尊重社会の実現に、一層取り組むことが求められます。

次に「マスコミに対する提案」です。24頁をお願いします。

上から1行目(2)、影響力が大きいマスメディアが、ハンセン病問題を過去の問題と捉え、あまり関心を示さなくなってはなりません。報道関係の一人一人が強いジャーナリズム精神をしっかりと守っていくことが求められます。

ハンセン病回復者及びその家族が受けた偏見や差別を明確にし、憲法が保障する基本的人権を回復するために闘っている意義を、もっと県民に啓発していくことが求められます。

最後に「宗教界に対する提案」です。24頁の下から2行目(2)。

宗教者は、隔離を受容することが信仰であるかのように教え、ハンセン病は「罪人の病」であり「聖なる病」であると説いてきたことを反省し 謝罪されていますが、その教えがいつまでも蔓延しないよう、前世や過去の悪行とハンセン病を 因果関係があるかのように結びつけるような考え方は おかしい ということ を啓発していくことが求められます。

最後です。「Ⅶ 委員会のあり方について」です。

まず、取組の成果、検証として、今なお根強く残る偏見や差別に対して、具体的な教育・啓発の成果を出していくためには、この報告書で提言された項目に優先順位を付けて、今後の 県や各界の取組計画に盛り込むとともに、引き続き、熊本県内でどのように実現されているのか、また、どのように実現していくのか、その実施状況をP D C A サイクルにより検証する仕組み・組織が必要です。

今後の進め方として、特に令和4年4月にリニューアルオープンする予定の社会交流会館を核とした効果的な啓発のあり方などの議論も進めていく必要があります。

報告書案についての説明は以上です。この委員会で承認が得られれば、知事への報告を予定しています。

なお、補足ですが、(本日の西日本新聞などにも掲載されていたとおり) 報告書で提言されていた、回復者及びご家族の社会生活支援体制として、2月県議会に、ハンセン病回復者・家族支援事業として、まだ仮称ですが、ハンセン病問題相談・支援センターの設置を新規事業として提案させていただいております。

また、今後の委員会につきましては、ハンセン病家族訴訟判決等を踏まえて、関係機関の追加・見直しを検討してまいる予定としております。

私からの説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いします。

(内田委員長)

ありがとうございました。この案につきましては、ご意見がありましたら頂戴したいと思っております。志村委員からお願いいたします。

(志村委員)

意見については、私達が練りに練ってここまで来たわけですけれども、足りないなあと思うことがあります。それは、学校教育をどう進めていくかということ。その中で、最近私たちは小中学校のほうで「事前学習をやってください。そして疑問があるところは書いてください。質問をうけます」という形で啓発をやっていきます。その中で、「ハンセン病の患者さんはどうして差別をされたんですか。」ハンセン病は差別をなぜされるのかという質問です。私は、端的に言うと社会の人が、社会がハンセン病を差別したから差別があるんだよ、私達がハンセン病患者といわれる人たちがですね、差別されるべき存在であるのかという肝心なところの教育が今なお不足している。今後のサイクルの中でその点を強く教育委員会にも言っていきますし、安易なことではなく、自分たちが差別しているんだという主体としての自覚をもって、差別されるべき存在ではないという客体的なハンセン病の位置づけ、それをやはり県民に、子供たちにわかるような言葉

で説明していく必要があるというふうに思います。以上です。

(中委員)

全体的に特に異議はありません。

昨年の家族訴訟判決によりますと、従来のハンセン病問題を正しく理解させるための啓発だけでは、偏見・差別の解消にはつながっていないと指摘されています。

それで、現在、関係省庁と今後の啓発の在り方について弁護団と協議を重ねて具体的にどう進めるかについて検討されています。

具体的には、家族の皆さんと地域住民との交流、ハンセン病歴者と地域住民との交流、そうした直接触れ合うことによって理解を深めていくことに重点を置くことが必要だという意見があります。

家族訴訟の裁判でも、名前も顔も出せない原告がいました。私達病歴者も同じような状態が現在も続いています。こういう状況の中で、果たして地域住民との交流が実現できるのか不安です。

私達が地域社会の中でカミングアウトして生きられる社会の実現を期待しています。

そのためには病歴者とその家族も裁判勝訴を最大のチャンスととらえて、一步も二歩も前を向いて生きていく勇気も必要と考えます。

(箕田委員)

私も啓発を今後責任もって携わってやっていかないといけないが、かなり具体的にどうしていったらいいかということを知るような内容になっているのではないかと思います。志村さんが言われたように、なぜ差別されるのか、常に差別される側が何か原因があって差別されるという考え方をしている限りは、なぜ差別をされるのかという疑問は絶対なくならないと思います。なぜ差別をするのかやはり、よく内田先生がおっしゃいますが、やはり患者モデルでなく社会的モデル、社会が悪いみたいな、そういうふうな考え方のパラダイムシフトを住民の皆さんが持っていけるような啓発をこの報告書にたくさんのいろんなヒントが入っているので頑張っていけたらなと思います。

(小野委員)

何回か見せていただいて、特にこのカッコ枠組みでコラムみたいにして書いてあるので非常に読みやすくなっている。ただ、先ほど志村さんがおっしゃったことは14ページには少し自分たちが加害者であることを知らないうちになっていることを書いてありますけれども、確かにもう少し明確にしたほうが良いのかなと、いわれてみればそう思いました。医学的な問題もまだ解決しないことも多くて、特に講演などを引き受ける人材を育てるということでは私も反省してまして、もう少し力を注ぎたいと思っています。全体としては特に異存はありません。

(遠藤委員)

熊本県の無らい県運動の検証に関しては、少し後手だったと思いますけれど、その後

熊本県ハンセン病問題啓発推進委員会で無らい県運動の検証をされたことを具体的に何をするかに落とし込んでいったことは、全国的にも誇れることだと思います。かつ、この委員会が5年間継続した中で、家族訴訟だけでなく、菊池事件でも本来冤罪を訴える権利がある遺族の方が訴えられないという現状が、まさに家族の受けたハンセン病の差別の過酷さを実は示していて、そうした現実の問題が同時並行的に議論していくことで、報告書の中に反映されていったと思います。この後、この委員会では今後落とし込んでいった提案が、PDCAサイクルの形で検証をしながら進めていけば、なお一層着実に啓発が進み、偏見差別がなくなっていくことを期待していきたいと思います。

(井上委員)

教育委員会でございます。非常に貴重な御意見ありがとうございました。人権教育を進めるうえにおいて、先ほど志村委員からご指摘がありました被差別の側に重点を置いていた時期も確かにありました。差別をする側の立場に立って学んでいく、なぜ差別をするのかと、そういったことは他の人権問題でもよく言われております。今後子どもの発達段階に応じた取組を市町村教育委員会を通して教育現場にしっかりと伝えてまいりたいと思います。ありがとうございました。

(新谷委員)

県に対しても具体的に提案が盛り込まれておりますので、この報告書に盛り込まれております県への提案につきましては、できる限り早く準備に取り掛かって早期に実現できるようにしていきたいと思っております。県だけではなかなか難しいところもありますので、様々な関係者、各界の方々の御協力を引き続き得ながらやって参りたいと思っております。どうぞ、よろしくお願いいたします。

(内田委員長)

家族訴訟の関係で、国における3省協議の形でこれまでのハンセン病についての人権教育啓発の見直しをしていらっしゃるところです。見直しは、都道府県においても、各界においてもしていく必要があるのではないかなと思います。そういう意味では熊本県の報告書に盛り込まれていることが、国レベル、各界レベル、都道府県レベルでの見直しの参考にしていただければ非常にありがたいなと思います。

志村委員のご発言は、特に文言の修正というよりは、盛り込まれていることをいかに具体化していくかということに関わるご発言ではないかと思ひまして、特に文言の修正等についてはご意見がなかったように思われますので、この報告書を承認させていただければと思いますが、いかがでございますでしょうか。

(内田委員長)

ありがとうございます。

それでは皆さん方、承認ということですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

本報告書をもって、熊本県ハンセン病問題啓発推進委員会報告書とさせていただきます。先ほど事務局から説明がありましたとおり、3時から知事に報告をさせていただきますと思ひますので、よろしくお願ひします。

【議題2】

(内田委員長)

次に、議題の2「令和元年度（2019年度）の県の取組について」でございます。本年度の熊本県が実施しているハンセン病問題啓発事業について事務局から報告をよろしくお願ひします。

(事務局（友田）)

健康づくり推進課友田と申します。座って説明させていただきます。

お手元の資料2をご覧ください。ハンセン病問題普及啓発に係る令和元年（2019年）年度実績報告及び令和2年（2020年）度事業計画について、まず菊池恵楓園で学ぶ旅です。本年度は親子コースを7月に、一般コースを8月に2コース実施し、195名の参加者に来ていただきました。

問題点、反省点につきましては、親子コース66人のうち中学生13人、小学生23人、一般コース129人のうち大学生1人、高校生11人、中学生2人、小学生3人ということで、例年よりも若い方にたくさん来ていただけたのは良かったと思ひますが、親子コースを初めて実施したため、ものづくりを取入れたり工夫をしてみました。見学時間が短かったというようなご意見がありましたので、今後コースを工夫していきたいと思ひます。令和2年度は7月28日、8月18日に2回実施する予定でございます。

続きまして、医療福祉研修会。今年度は12月17日火曜日に実施いたしまして、41人の方にご参加いただきました。今年度は特に、菊池恵楓園にご協力いただきまして、初めて園内の医療施設などを視察することができまして、皆様の感想を見みると非常に充実した研修であったという感想をいただきまして、良かったと思ひます。令和2年度も時期は未定ですが実施を予定しております。

3ページ、ハンセン病問題啓発フォーラム。今年度は家族の絆をテーマに、フリーアナウンサー政木ゆか様をはじめ、ミニ朗読会を実施したのと、ハンセン病家族訴訟原告団副団長黄光男さんを講師に迎えて講演会を実施しました。1月11日熊本市男女共同参画センターはあもにいで実施し、約100名の方に来ていただきました。

続きまして、4ページハンセン病問題啓発パネル展。これは、6月22日、名誉回復の日の前後にパネル展を県民交流館パレア、熊本県庁ロビー、熊本県庁地下通路で開催いたしました。

続きまして、5ページ絵画展、絵画パネル展。こちらは金陽会さんの絵画展、絵画

をパネルにしたものを熊本県立図書館で6月15日から26日、そして、その会期中の日曜日に1回朗読会を実施いたしました。そして、2月には金陽会の絵画作品集、今作成中でございますけれども、それを作成しまして学校や図書館に配る予定にしております。

令和2年度に関しては、県立美術館での絵画展を予定しております。7月から8月に予定しております。

続きまして、6ページ啓発リーフレットの作成。毎年リーフレットを作成しておりますけれども、今年度現在作成中ですが47000部で作成を予定しております。

(事務局（上田）)

人権同和教育課の上田でございます。私のほうからは、資料3についての説明を申し上げます。

まず、1ページ目です。教職員のための菊池恵楓園現地研修です。本年度は8月22日木曜日に行いました。この事業は、平成27年度から行っておりまして、29年度の3年間で一回りし、平成30年度から2巡目を開始し、本年度がその2年目にあたります。対象者は県内の公立小・中・義務教育学校、県立学校の10年経験者程度までの教職員を中心とした約120名です。内容としましては、具体的に、フィールドワーク、講話、班別協議を行いました。

参加者からの感想を少しご紹介します。「直接自分の目で見ると感じるものが多い、学びが多い研修となった。初めてのことで、さらに自分の足で訪れて学びたいという気持ちになった。」「病気のことや相手のことを知らないからこそ差別が起こるのだと改めて感じました。教師として子どもたちに間違った知識を与えてしまわないように一緒に学んでいこうと思います。」今の感想は2年目の教師の感想を紹介させていただきました。このように、研修に対して前向きな感想が数多く寄せられました。令和2年度につきましては、8月20日木曜日に実施予定でございます。

2ページ目をご覧ください。ハンセン病回復者等の人権に関する校内研修の推進です。こちらにつきましては、各学校の計画で実施を行っております。各学校の実態に応じた校内研修資料に基づいて研修実施を行います。現在各学校における校内研修の調査を行っているところでございます。本年度は令和元年8月30日に文科省から通知されました「ハンセン病に関する教育の実施について」と、こちらも令和元年11月25日に文科省から通知されました「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行について」も各学校へ通知し、周知するようお願いしております。

続きまして、学校教育及び社会教育における人権教育に関する研修会です。

こちらにつきましては、研修会名等たくさん書いてありますが、そのような研修会の中で限られた時間の中でハンセン病問題の研修を行っております。②に書いてありますが、人権教育・啓発リーフレットを各種研修会で配付し、ハンセン病問題が本県の重要な人権課題であることを周知しております。以上になります。

【議題3】

(内田委員長)

後はその他になりますけれども、事務局から何かございますか。よろしくお願ひします。

(事務局 (佐藤))

はい、次回の委員会日程につきましては、一応9月頃を予定しております。委員構成につきましては、ハンセン病家族訴訟判決を受けていろいろと委員の追加見直し等を検討して参ります。また皆様にご相談しながら進めさせていただきますので、よろしくお願ひします。以上です。

(内田委員長)

では、事務局にお返しします。活発な御議論ありがとうございました。

(事務局 (水上))

内田委員長、議事進行ありがとうございました。また、各委員の皆様、御議論いただき大変お疲れ様でした。

では、午後3時からの知事への報告会会場は、本館5階知事応接室になっております。委員の皆様には、恐縮ですが、移動をお願いいたします。

それでは、以上で第12回熊本県ハンセン病問題啓発推進委員会を終了します。皆様お疲れ様でした。